出席停止について

(1)学校感染症は学校において予防すべき感染症です。罹患した場合は、速やかに学校に連絡し医師の許可があるまでご家庭で安静にしてください。これは法律で定められた「出席停止」で、欠席扱いにはなりません。

登校に際しては医師による証明が必要です。用紙は本校指定のものでも、医療機関にあるものでも構いません。医療機関の用紙の場合は、病名、出席停止期間、医療機関名が記載されていることを確認してください。本校指定の用紙は保健室に取りに来ていただくか、金城学院中学校・高等学校のホームページから PDF ファイルをダウンロードして印刷することもできます。

医師に記入していただいた用紙は、登校後すぐに提出してください。『証明書』の発行には、文書料がかかることがあります。 出席停止となる感染症については下記を参照してください。

【 学校において予防すべき感染症 】

学校保健安全法 2015.1.21 施行より

	病 名	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白性髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る) 特定鳥インフルエンザ (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエン ザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤 による治療が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過 し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで 発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髓膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111などべ口毒素 産生性大腸菌による感染症) 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	感染のおそれがなくなるまで

- *但し、結核と髄膜炎菌性髄膜炎以外の第2種感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めた場合は医師の指示に従ってください。
- * その他の感染症とは、学校で流行が起こった場合、その流行を防ぐために必要であれば、学校長が学校医の意見を聞き、第3種の学校感染症としての措置を講ずることのできる疾患のこと。
- *新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、学校保健安全法に定める「第一種感染症」とみなされ、「治癒するまで」出席停止の対応となります (2020年1月28日付文部科学省通知)
- (2)本校では「第3種 その他の感染症」のうち次に示すものは、医師の証明に基づき出席停止扱いにすることができます。その他の感染症は、流行状況により対応が異なるため、罹患した場合は担任に申し出てください。

出席停止扱いとできるその他の感染症

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、 <u>流行性</u>嘔吐下痢症(<u>感染性</u>胃腸炎、ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など)